

## 料金表

適用：令和8年8月1日

サービス提供費区分	*対象収入による階層区分	1カ月分利用料 (a+b+c) 円	利用料内訳		
			サービスの提供に要する費用 (a)	生活費 (b)	居住に要する費用 (c)
1	1,500,000円以下	¥86,204	¥10,000	¥51,804	¥24,400
2	1,500,001円～1,600,000円	¥89,204	¥13,000	¥51,804	¥24,400
3	1,600,001円～1,700,000円	¥92,204	¥16,000	¥51,804	¥24,400
4	1,700,001円～1,800,000円	¥95,204	¥19,000	¥51,804	¥24,400
5	1,800,001円～1,900,000円	¥98,204	¥22,000	¥51,804	¥24,400
6	1,900,001円～2,000,000円	¥101,204	¥25,000	¥51,804	¥24,400
7	2,000,001円～2,100,000円	¥106,204	¥30,000	¥51,804	¥24,400
8	2,100,001円～2,200,000円	¥111,204	¥35,000	¥51,804	¥24,400
9	2,200,001円～2,300,000円	¥116,204	¥40,000	¥51,804	¥24,400
10	2,300,001円～2,400,000円	¥121,204	¥45,000	¥51,804	¥24,400
11	2,400,001円～2,500,000円	¥126,204	¥50,000	¥51,804	¥24,400
12	2,500,001円～2,600,000円	¥133,204	¥57,000	¥51,804	¥24,400
13	2,600,001円～2,700,000円	¥140,204	¥64,000	¥51,804	¥24,400
14	2,700,001円以上	¥143,504	¥67,300	¥51,804	¥24,400

1. 生活費冬季加算（共有部分暖房費）として、11～3月まで月額¥4,220が加算となります。

\*対象収入とは、前年の収入額から、必要経費を差し引いた額とします。収入の認定は毎年実施します。  
必要経費…租税（固定資産税は対象外）、社会保険料、医療費、介護保険サービス費等

\*サービスの提供に要する費用及び生活費は、「石川県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により定められており、石川県により同基準が改定された場合は、それに伴い変更させていただきます。

\*二人用居室をご夫婦でご利用の場合、

- (1) お二人の対象収入（収入合計－必要経費）の合計に対して、1/2倍して得た額をお一人の対象収入とします
- (2) 上記の式により計算されたお一人の対象収入が150万円以下となる場合は、30%減額し、100円未満を切り捨てた額がサービスの提供に要する費用徴収額となります。

## その他、必要となる費用

2. 居室で使用する電気・電話・水道料の基本料金・使用料は別途負担となります。

水道基本料金 単身居室 月額¥3,570（税別）

二人居室 月額¥4,230（税別）

電話基本料金 月額¥2,100（税別）

※基本料金・使用料金単価は公共料金の改定に応じ、変更となることがあります。

3. 居室照明の電球費用として、月額500円（税別）が加算となります。

4. 娯楽活動の実費や特別なサービスの費用は別途ご負担となります。詳しくはお問合せ下さい。

5. 入居時に、お一人で入居される場合は¥200,000、

お二人で入居される場合は¥300,000、をお預りさせていただきます。

この費用は、退居時の居室の修繕・クリーニング・消耗品取替などの費用を差し引き、返却致します。